

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	厚生労働省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充										
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）</th> <th>計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> ・特例措置の内容 本特例の活用にあたり必要な経営力向上計画の認定要件のうち、年齢要件等及びグループ内再編不可要件の廃止を講じる。				計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第13項 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第24項										
減収見込額	[初年度] ▲89 （ － ） [平年度] ▲89 （ － ） [改正増減収額] － （単位：百万円）										
要望理由	（1）政策目的 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 （2）施策の必要性 令和6年度税制改正において、グループ化を集中的に後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金が拡充された。一方、本措置の拡充要望内容は、グループ化後のPMI（M&A後の経営統合）の一環としてグループ効率化のための事業再編にあたって必要な措置であり、グループ化する際の株式取得を促進する取組と、PMIを促進するための税制措置を通じて、グループ化の取組をより一層後押ししていく必要がある。このため、本措置の拡充が必要である。										
本要望に対応する縮減案	－										

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年3月31日
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
	政策目標の達成状況		帝国データバンクの調査（全国企業「休廃業・解散」動向調査（2023））によると、2023年度の黒字廃業割合は51.9%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和6年度：36件 令和7年度：56件 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績等より推計 【減収額】 令和6年度：54百万円 令和7年度：84百万円 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績等より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業事業再編投資損失準備金、認定特別事業再編計画に基づく登録免許税の軽減措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（中小企業庁において措置） ・事業承継・引継ぎ補助金（令和5年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和5年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52億円の内数、令和6年度当初予算 146億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。

		要望の措置の 妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。 また、企業の更なる成長に向けて、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった効果が見込まれるグループ化の取組を後押ししていくことが重要。事業承継、グループ化の取組を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績		【適用数】 令和5年度：3件 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績より推計 【減収額】 令和5年度：4.5百万円 ※令和3年度、令和4年度経営力向上計画認定実績より推計
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		【令和3年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：132,238千円 【令和4年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：233,832千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	前回要望時の達成目標		本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		グループ化の取組を後押しする制度が措置された直後であり、休廃業・解散件数の推移をみると、約4万3千件～5万件で推移していること等から第三者承継が進んでいるといえず、目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯			平成30年度 創設 令和2年度 2年延長 令和4年度 2年延長 令和6年度 2年延長